

平成 25 年度

事業報告書

地方競馬全国協会

概要

平成 25 年度の地方競馬は、14 主催者 14 競馬場において、施設改善の特別競馬を含め 257 回（前年度 279 回）、延べ 1,272 日（前年度 1,379 日）開催された。（資料第 1 表参照）

平成 22 年度から取り組んでいた地方競馬共同トータリゼータシステム（以下「共同 T Z S^①」という。）の構築が完了し、また、平成 24 年 10 月から中央競馬在宅投票システムを利用した地方競馬の発売（以下「I P A T 発売^②」という。）が開始され、平成 25 年 3 月からは地方競馬施設での中央競馬の発売（以下「J - P L A C E 発売^③」という。）が始まる等、地方競馬と中央競馬の連携協調が大きく進展した。

開催成績は、本場・場間場外の成績を I P A T 発売をはじめとする在宅投票が押し上げた結果、売得金の総額は 3,553 億円（前年度 3,326 億円）となり、前年度比 106.8% で、全主催者の売得金が前年度を上回った。（資料第 1 表参照）

その結果、1 号交付金は 29 億 6 千万円（前年度 27 億 4 千万円）、2 号交付金は 10 億 7 千万円（前年度 9 億 8 千万円）で、交付金総額は 40 億 3 千万円（前年度 37 億 3 千万円）であった。（資料第 2 表参照）

平成 25 年度事業については、前年度までに整備された共同 T Z S や統合 N W^④ の共通インフラを最大限活用し、主催者の経営改善と地方競馬の活性化を一層推進していくことを最大の使命と捉え、「地方競馬と中央競馬の連携協調」、「お客様の利便性向上」、「地方競馬主催者間の連携の推進」等の業務に重点的に取り組んだ。

また、競馬の公正確保及び開催業務の円滑な実施、馬の改良増殖、畜産の振興及び競走馬生産振興に資する事業を着実に実施した。

I. 業務内容等

1. 業務内容

地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的とし、以下の業務を行うこととされている。

- ① 馬主及び馬を登録すること。
- ② 調教師及び騎手を免許すること。
- ③ 調教師及び騎手を養成し、又は訓練すること。

① 各主催者が個々に所有・運用していた、発売・払戻・オッズ計算等勝馬投票券発売のためのシステムを全国で一つに集約した共通インフラ。

② IPAT は中央競馬の電話投票システムの名称で、共同 T Z S 構築により中央競馬の開催日及び非開催日に IPAT で地方競馬が購入できる。

③ 地方競馬の施設において、共同 T Z S を使用して、J R A の勝馬投票券の発売及び払戻を実施する方式

④ 投票系・映像系・競走系の各データを全国で一つのネットワークに集約した共通インフラ

- ④ 審判員その他の地方競馬の実施に関する事務を行う者を養成し、若しくは訓練し、又は地方競馬主催者の要請に応じて、これらの者を派遣し、若しくはそのあっせんをすること。
- ⑤ 競馬の開催回数、一回の開催日数、開催の日取り及び競走の編成その他競馬の開催に関し、地方競馬主催者間における必要な調整を行い、又は地方競馬主催者に対して必要な助言を行うこと。
- ⑥ 地方競馬主催者が共同して利用する競馬の事業のための施設又は設備の設置又は整備を行うこと。
- ⑦ 地方競馬に関する調査及び研究を行うこと。
- ⑧ 認定都道府県等が認定競馬活性化計画に基づいて行う事業につきその経費を補助すること。
- ⑨ 馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業につきその経費を補助すること。
- ⑩ 交付金の受入れを行うこと。
- ⑪ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- ⑫ 前各号に掲げるもののほか、協会の目的を達成するため必要な業務を行うこと。
- ⑬ 地方競馬主催者からの委託を受けて競馬の実施に関する事務を行うこと。

2. 主たる事務所等の所在地

- ① 主たる事務所 〒106-8639 東京都港区麻布台2丁目2番1号
- ② 附属機関 地方競馬教養センター
〒329-2807 栃木県那須塩原市接骨木443

3. 資本金 該当なし

4. 役員状況（平成26年3月31日現在）

定数：理事長1人、副理事長1人、理事5人以内、監事2人以内

| 役職 | 氏名 | 就任年月日 及び現在の任期 | 経歴 |
|-----|------|--|--|
| 理事長 | 浮田秀則 | 平成24年11月1日就任 任期 平成25年8月1日 ～平成28年7月31日 | 昭和45年4月 東京都採用 平成19年12月 特別区競馬組合副管理者 平成23年12月 退職 |
| 理事 | 酒井俊夫 | 平成22年8月11日就任 任期 平成24年8月11日 ～平成26年8月10日 | 昭和42年4月 神奈川県採用 平成20年4月 神奈川県担当部長（神奈川県川崎競馬組合副管理者） 平成21年6月 (株)湘南なぎさパーク代表取締役社長 平成22年6月 退職 |

| | | | |
|-------------|-------|---|--|
| 理事 | 石島一郎 | 平成 24 年 8 月 1 日就任 任期 平成 24 年 8 月 7 日 ～平成 26 年 8 月 6 日 | 昭和 53 年 4 月 農林省入省 平成 21 年 5 月 (独) 農業・食品産業技術 総合研究機構理事 平成 24 年 4 月 大臣官房付 平成 24 年 7 月 退職 (役員出向) |
| 理事 | 瀧島利雄 | 平成 24 年 11 月 1 日就任 任期 平成 24 年 11 月 1 日 ～平成 26 年 10 月 31 日 | 昭和 50 年 4 月 地方競馬全国協会採用 平成 20 年 4 月 地方競馬全国協会総務部長 平成 21 年 4 月 (財) 競走馬理化学研究所 理事 平成 24 年 10 月 退職 |
| 監事 | 中小路昌弘 | 平成 24 年 8 月 1 日就任 任期 平成 24 年 8 月 1 日 ～平成 26 年 7 月 31 日 | 昭和 61 年 2 月 自治省入省 平成 20 年 4 月 (財) 全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所総務局長兼教授 平成 24 年 7 月 退職 (役員出向) |
| 監事 (非常勤) | 上手邦夫 | 平成 24 年 11 月 1 日就任 任期 平成 24 年 11 月 1 日 ～平成 26 年 10 月 31 日 | 昭和 52 年 4 月 地方競馬全国協会採用 平成 24 年 4 月 総務部長 平成 24 年 10 月 退職 |

注) 監事 中小路昌弘は平成 26 年 3 月 31 日付で退任

5. 職員の状況

平成 25 年度末職員定数：128 人（実員：115 人）

6. 協会の沿革

昭和 37 年 8 月 地方競馬全国協会設立(東京都港区芝西久保桜川町)

昭和 30 年代の地方競馬の進展に伴い、

- ① 都道府県別に行われていた馬主及び馬の登録並びに調教師及び騎手の免許の全国的な統一をすること。
- ② 主催者毎に行っていた調教師及び騎手、審判員等地方競馬の開催のための専門職員の養成・訓練の業務を全国段階で実施すること。
- ③ 地方競馬の売上金の一部を交付金として受入れ、各畜産地域における馬の改良増殖その他畜産の振興に資する事業に対して補助をすること

の必要性から、競馬法の一部改正により、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的とした特殊法人として設立された。

昭和 39 年 11 月 附属機関の騎手教養所(現地方競馬教養センター)を東京都八王子市から栃木県塩谷郡塩原町に移転

昭和 39 年 12 月 主たる事務所を東京都港区麻布台に移転

平成 20 年 1 月 特殊法人から地方共同法人へ

平成 17 年 12 月に閣議決定された行政改革の重要方針を受け、平成 19 年に競馬法が改正され、協会は地方競馬主催者が主体となって運営する地方共同法人とされた。

7. 設 立 の 根 拠 競馬法（昭和 23 年 7 月 13 日法律第 158 号）

8. 主 務 大 臣 農林水産大臣

9. 運営委員会の概要 根拠規定：競馬法第 23 条の 17～第 23 条の 19
運営委員会は、協会の意思決定機関として、定款の変更、業務方法書の作成及び変更、予算及び決算、事業計画の作成及び変更等の重要事項を議決する。

<運営委員会委員>

- ① 運営委員会は、運営委員 9 人以内で組織する。
- ② 運営委員は、競馬を行う都道府県等の長 7 人以内、学識経験者 2 人以内をもって充てるものとする。
- ③ 運営委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

| 氏 名 | 職 名 等 | 備考 |
|-------|----------------------|---------|
| 高橋はるみ | 北海道知事 | |
| 達増拓也 | 岩手県競馬組合管理者 | 岩手県知事 |
| 濱野健 | 特別区競馬組合管理者 | 品川区長 |
| 黒川雅夫 | 神奈川県川崎競馬組合管理者 | 神奈川県副知事 |
| 大村秀章 | 愛知県競馬組合管理者 | 愛知県知事 |
| 金澤和夫 | 兵庫県競馬組合管理者 | 兵庫県副知事 |
| 坂井浩毅 | 佐賀県競馬組合管理者 | 佐賀県副知事 |
| 中須勇雄 | 公益財団法人 農林水産長期金融協会理事長 | 学識経験者 |
| 浮田秀則 | 地方競馬全国協会理事長 | 学識経験者 |

（平成 26 年 3 月 31 日現在 任期：平成 29 年 1 月 9 日）

10. 評議員会の概要 根拠規定：競馬法第 23 条の 34、第 23 条の 35
評議員会は、理事長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議するほか、協会の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

<評議員会委員>

- ① 評議員会は、評議員 12 人以内で組織する。
- ② 評議員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。

- ③ 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

| 氏名 | 職名等 |
|------|----------------------------|
| 有吉正徳 | 株式会社 朝日新聞社東京本社スポーツ部記者 |
| 小向鋭一 | 株式会社 ジェイエスキューブ常務取締役兼常務執行役員 |
| 鈴木可一 | 日本地方競馬馬主振興協会会長 |
| 高橋秀昌 | 胆振軽種馬農業協同組合代表理事組合長 |
| 西村啓二 | 公益社団法人 日本軽種馬協会副会長・常務理事 |
| 野口孝 | 全国公営競馬調教師会連合会会長 |
| 林晶子 | 株式会社 瑞光つなぎ温泉四季亭専務取締役 |
| 樋口義男 | 一般社団法人 岡山県畜産協会代表理事会長 |
| 菱沼毅 | 公益社団法人 中央畜産会副会長 |
| 廻洋子 | 淑徳大学経営学部教授 |
| 山本武司 | 社団法人 岩手県馬主会会長 |
| 米村恵子 | 江戸川大学社会学部教授 |

(平成26年3月31日現在 五十音順 任期：平成29年2月28日)

11. 地方競馬活性化会議の概要 根拠規定：地方競馬全国協会定款第31条

地方競馬活性化会議は、運営委員会の議決を経なければならない事項について、あらかじめ審議するとともに、運営委員会で議決された事項に関し、その円滑な実施を図るため必要な事項について審議する。

併せて、地方競馬の振興に係る諸施策の協議等を行う。

地方競馬活性化会議の構成

地方競馬活性化会議は、地方競馬主催者における競馬の実施に係る実務責任者で構成する。

12. その他委員会の概要 (平成26年3月31日現在)

常設の委員会として、馬主登録審査委員会、調教師・騎手免許試験委員会、騎手候補生入所試験委員会、畜産振興事業審査委員会及び畜産振興補助事業評価委員会を設置している。

II. 業務実施状況

競馬事業に関する重点的取組

1. インフラ整備事業 (資料第3表参照)

(1) 共同T Z S整備事業

払戻率弾力化に対応するための共同T Z Sの整備に対し、その経費を補助(補助率4/5)した。

(2) 統合型競馬情報システム (IRIS) ⑤整備事業

地方競馬情報処理システム (RINCS II) の後継システムとして、従来の操作性や仕様を維持しつつ、中央競馬との相互発売における情報提供にも資することのできる新たな機能を備えたシステムの整備に対し、その経費を補助 (補助率 4/5) した。

(3) 地方競馬映像配信システム⑥整備事業

地方競馬映像マルチプラットフォームシステムの後継システムとして、スマートフォン対応を含む新たな機能を備えた配信システムの整備に対し、その経費を補助 (補助率 4/5) した。

2. 中央競馬との共同広報事業 (資料第3表参照)

共同T Z Sの構築により実現可能となった地方競馬と中央競馬との相互発売にかかる中央競馬との共同広報事業として、以下の事業に対して支援した。

- (1) I P A T発売の対象となる地方競馬基幹競走^⑦のスポーツ紙への馬柱掲載、競馬雑誌への定期的な情報提供及びダート交流重賞競走等のグリーンチャンネル^⑧での配信に対して、その経費を補助 (補助率 96.2%) した。
- (2) J - P L A C E 発売に関する情報提供に対して、その経費を補助 (補助率 97.3%) した。

着実に進める取組

競馬事業に関する重点的取組のほか、従来から取り組んできた競馬活性化事業を始めとする振興策、競馬公正対策事業、畜産振興事業等については、以下の事業を実施した。

1. 地方競馬の活性化及び地方競馬の経営改善に対する支援

- (1) 全国的・ブロック的な視点での地方競馬開催日程等に関する調整・助言
地方競馬活性化会議及び運営委員会を通じ、主催者間における開催日程及び番組編成等競馬の開催に関して必要な調整又は助言を行った。また、地方競馬活性化会議において地方競馬の振興に係る諸施策の調整等を行った。
- (2) 主催者等の活性化事業への支援
主催者が認定競馬活性化事業に基づいて行う取組を支援し、その経費に対し補助した。(兵庫県競馬組合の多目的情報提供システム整備 (補助付きリリース事業)) (資料第3表参照)

⑤ 共通インフラの一つで競走の登録・入退厩・各種競走データ・賞典支払等にかかる競走系専用のデータ情報システム

⑥ 共通インフラの一つで、主催者及び協会のホームページ等ライブ及びオンデマンド配信を行うことのできるレース映像集配信システム

⑦ IPAT 発売の対象となる地方競馬の重賞競走及び準競走等をいう。

⑧ スカパー局 (Sky PerfecTV : CS 放送) での中央競馬放送。

2. お客様に対する情報の提供の推進

- (1) 地方競馬の月別開催日程、各地の重賞競走及びイベント情報、オンラインマガジン「WEBハロン」など多様なコンテンツを協会ホームページにおいて、積極的な情報発信に努めた。
- (2) 広域場間場外発売や在宅投票に対応した情報提供を充実させるため、RINCS II 及び広報システム^⑨を活用し、各競馬場の出走表、オッズ及びレース結果等のリアルタイム情報を協会ホームページに反映するとともに、マスコミへ提供した。
- (3) 地方競馬の話題及び各競馬場における出来事を積極的にマスコミ等にニュースリリースしたほか、マスコミからの様々な問い合わせに対し適宜対応した。
- (4) ダービーウイーク、未来優駿等のシリーズ競走等について、お客様へ認知、参加意欲の向上を促すための周知広報を実施した。
- (5) 平成 25 年の成績が優秀であった調教師、騎手及び馬について、NAR グランプリ 2013 を実施し、部門別に表彰を行った。
- (6) 中央競馬との共同広報事業を補完するものとして、グリーンチャンネルにおいて、地方競馬に関する情報番組、スーパージョッキーズトライアル等、地方競馬へのさらなる理解促進に資する番組等を放映した。

3. 番組編成の体系化・統一化の推進

(1) ダート競走の体系化

- ① JBC 競走を頂点とするダート競走体系の充実を図るため、ダート競走振興会議を開催し、全日本の見地からダート競走の体系化等について検討を行った。また、日本グレード格付け管理委員会において、中央競馬 15 競走、地方競馬 40 競走のダート競走の格付けが決定された。
- ② JBC 実行委員会を開催し、第 13 回 JBC 競走(金沢)の実施状況等について協議したほか、2015 年第 15 回 JBC 競走の実施場を大井競馬場に決定した。
- ③ ジャパンダートダービーを頂点とする 3 歳重賞体系整備の一環として、6 地区のダービーを集中施行する「ダービーウイーク」を実施したほか、2 歳重賞体系整備の一環として、2 歳の頂点競走である「全日本 2 歳優駿」に繋がる全国 7 地区の 2 歳重賞を「未来優駿」として実施した。
- ④ 牝馬競走の振興と地方競馬への牝馬の入厩を促進するため、牝馬体系の拡充と番組上の改善を図るとともに、その一環として、全国で行われる 2 歳、3 歳、古馬の牝馬重賞競走を世代別に体系づけた牝馬重賞シリーズ「グラダム・ジャパン」を実施した。

^⑨ IRIS(旧 RINCS II)の競走系データと共同 TZS の投票系データをマスコミ向けに編集加工して配信するシステムで、新聞社等が馬柱の作成等のために利用している。

(2) 特色のある競走の実施

- ① 日本中央競馬会が実施する「ワールドスーパージョッキーズシリーズ」への地方競馬代表騎手を選定する「スーパージョッキーズトライアル」を船橋競馬場（第1ステージ）、園田競馬場（第2ステージ）で実施したほか、前年より開始した各場のリーディング2位騎手等によるワイルドカードを、両ステージに先立って門別競馬場で実施した。
- ② 中央競馬に比べ小回りであるという地方競馬の特性を生かし、中央競馬では実施していない超短距離競走をオープンクラスで行い、これまでのレース体系では埋もれてきた逸材、スターホースの発掘を図るべく、「スーパースプリントシリーズ」を全国5競馬場で実施した。

(3) 騎手の流動化

魅力ある競馬を提供するためには、競馬番組面での工夫や地方競馬間の人馬資源の有効活用も必要であるとの観点から、引き続き、期間限定騎手の受入れ人数、騎乗期間等の制限の緩和等、騎手の流動化を促進した。

4. 地方競馬の開催に不可欠な公正確保と開催業務の円滑な実施

(1) 禁止薬物陽性馬の発生防止

禁止薬物陽性馬の発生防止を図るため、11主催者が実施した研修会に講師を派遣した。

(2) 馬主及び馬の登録、調教師、調教師補佐及び騎手の免許並びにきゅう務員設置認定に関する協力

① 馬主の登録

馬主の登録については、226件を登録した。また、時効等により335件を抹消した。

この結果、平成26年3月末現在の馬主の登録数は、4,632件となった。

(資料第5表参照)

② 馬の登録

馬の登録については、5,042頭を登録し、5,469頭を抹消した。

この結果、平成26年3月末現在の馬の登録数は11,484頭（サラ系10,583頭、アラ系4頭、ばんえい897頭）となった。(資料第5表参照)

③ 調教師、調教師補佐及び騎手等の免許

調教師、調教師補佐及び騎手の免許については、平地競走4回、ばんえい競走1回の免許試験を実施した。申請者延べ917名（調教師509名、調教師補佐81名、騎手327名）のうち延べ846名（調教師481名、調教師補佐44名、騎手321名）が合格し、延べ838名（調教師481名、調教師補佐40名、騎手317名）に対し免許した。

また、免許された者のうち死亡又は申請等により23名（調教師13名、騎手10名）の免許の取り消しを行った。

この結果、平成26年3月末日現在免許を受けている者は、812名（調教師469名、調教師補佐39名、騎手304名）となった。（資料第6表参照）

以上のほか、指定交流競走等に関する特例により中央競馬の調教師延べ1,082名及び騎手延べ628名に対し免許した。

④ きゅう務員設置認定についての協力

主催者等の認定者から調査依頼のあった195件について調査の上、回答を行い、きゅう務員設置認定に協力した。

なお、平成26年3月1日現在の認定きゅう務員の数は2,193名である。

(3) 調教師及び騎手等の養成、訓練等

調教師及び騎手の養成並びにきゅう務員等の養成及び教育については、地方競馬教養センターにおいてそれぞれの課程を設け実施した。また、調教師、調教師補佐及び騎手について、所要の研修及び訓練を行うとともに、事件、事故等の発生状況に応じ、競馬場等において研修を実施した。（資料第7表参照）

① 調教師、騎手及び厩舎関係者の養成

ア 調教師の養成については、調教師課程（養成期間1ヵ月以内）を2回実施し、11名が課程を修了した。

イ 騎手の養成については、騎手課程（養成期間2ヵ年）第92期、第93期の養成を実施し、第92期12名が課程を修了した。平成26年3月末日現在、第93期騎手候補生10名を養成中である。

ウ 厩舎関係者の養成については、厩舎関係者養成課程（養成期間10ヵ月）第8期の養成を実施し、4名が課程を修了した。

② 調教師及び騎手の研修（再教育）及び訓練

調教師研修講座計4回（14名）、騎手研修講座計12回（14名）を実施した。

(4) 専門職員の派遣及び研修

① 地方競馬の開催に際し、裁決委員その他の競馬の実施事務を担当する専門職員延べ4,817名を派遣した。（資料第8表参照）

② 専門職員の養成及び訓練については、基礎研修2回、業務別研修4回（裁決委員研修1回、決勝審判委員研修1回、発走委員業務研修2回）計6回（延べ45名）を実施した。（資料第9表参照）

(5) 馬主、調教師、騎手等の表彰

ダート交流重賞競走等55競走の優勝馬に係る関係者延べ105名（馬主55名、調教師等24名、騎手13名、きゅう務員13名）並びに中央競馬騎手招待競走、地方競馬相互間での騎手招待競走4競走の優勝騎手等10名に理事長賞を授与した。

- (6) 競馬の公正化を促進するため、(一財) 地方競馬共済会が行う共済事業、(公財) 競馬保安協会が行う調査事業及び(公財) 競走馬理化学研究所が行う薬物検査事業に対して助成金を交付した。
- (7) 競馬関係者の全国団体等が行う競馬の公正確保等を強化するための事業に対し、次のとおり講師の派遣及び助成金を交付した。(5 団体)
 - ① 日本地方競馬馬主振興協会、全国公営競馬調教師会連合会、全日本騎手連盟及び全国公営競馬きゅう務員連合会が行う公正確保強化のための研究会に対する講師の派遣及び助成
 - ② 全国公営競馬獣医師協会が行う防疫推進地区協議会等に対する助成
- (8) 地方競馬における公正確保に関する諸問題についての調査及び研究
新たに加わる禁止薬物の理化学検査への対応を行い、また、厩舎関係者のソーシャルメディアの利用に関するガイドラインの作成を行った。
- (9) 地方競馬教養センター施設の有効利用
地方競馬教養センターにおいては、調教師・騎手・厩舎関係者の養成を行うほか、以下の事業を行った。
 - ① 既存厩舎の馬房を4 育成業者に貸し付けるとともに、一部については外厩として認定を受け、8 名の調教師に貸付けを行った。(80 馬房)
- (10) 馬主確保対策の推進
馬主資格の経済的要件の弾力的な運用の周知を図るとともに、昨年度に引続き畜産関係団体機関紙に馬主確保についての記事を掲載した。また、地方競馬場、場外施設及び馬関係団体施設等に馬主募集のリーフレットを配布した。

5. 畜産振興補助事業に対する補助

畜産振興補助事業の実施に当たっては、補助の合理的かつ有効性の観点に立ち、必要な事業を重点化して行うこととし、国及び地方公共団体の畜産振興に関する方針に即した次の事業について、その経費を補助した。(資料第 10 表参照)

- ① 馬(軽種馬を除く。)の登録推進、優良種雄馬や農用種雌馬の導入、生産奨励金交付等の馬の改良増殖推進事業
〔Ⅰ 馬の改良増殖推進事業〕
- ② 酪農及び肉用牛経営等の畜産農家全般に対する経営指導を行うための経営診断、調査及び情報の収集・提供等の畜産経営技術指導事業
〔Ⅱ 畜産経営技術指導事業〕
- ③ 馬全般の生産・衛生及び防疫等の調査・研究・指導等に関する畜産経営合理化事業〔Ⅲ 畜産経営合理化事業〕
- ④ 馬事・畜産に係る知識及び食育を消費者に普及させるための啓発事業
〔Ⅴ その他畜産振興事業〕

6. 競走馬生産振興事業に対する補助

軽種馬資源を安定的に確保し、競馬施行の円滑な推進に資するため、軽種馬の登録、生産改良対策、新馬流通対策、衛生対策及び競走馬の生産地における生産振興・流通対策等の次の事業について、その経費を補助した。(資料第4表参照)。

- ① 軽種馬の登録、生産改良対策、新馬流通促進対策等の競走馬の改良増殖推進事業〔Ⅰ 競走馬の改良増殖推進事業〕
- ② 軽種馬の生産育成地等における繁殖馬及び育成馬への予防接種を行う防疫衛生対策事業〔Ⅱ 競走馬の防疫衛生対策事業〕
- ③ 軽種馬生産技術・経営指導者等の養成、優良繁殖馬の導入、放牧地・採草地の軽種馬生産基盤整備、海外販路拡大のための流通促進対策等の経営基盤強化対策事業〔Ⅲ 経営基盤強化対策事業〕

7. 馬産地再活性化緊急対策事業に対する補助(国庫補助事業)

馬の生産農家をはじめとする関係者が一体となって馬産地の活性化に向けて取り組む次の事業について、その経費を補助した。(資料第11表参照)。

- ① 生産方法の改善のためにリースによる機械等の導入、馬生産者等に対する経営指導、経営・生産技術研修を行う馬生産高度化事業
- ② 経営の複合化又は馬生産からの転換のためにリースによる機械等の導入、馬生産者等に対する経営指導、経営・生産技術研修を行う馬経営複合化事業
- ③ 馬生産経営継続者のための長期・低利資金を融通する融資機関への利子補給等を行う馬経営基盤強化資金融通事業
- ④ 馬の流通活性化を図るための計画の策定、馬の市場での流通促進及び上場馬の情報開示・資質向上の取組を行う馬流通活性化事業

8. 国際会議への参加等

競馬の国際化対応の一環として、第47回国際競馬統括機関連盟(IFHA)年次総会及び国際会議(パリ国際競馬会議)に職員を派遣した。

また、海外の競馬統括機関との連絡調整、米国のジョッキークラブインフォメーションシステムズ社に対する地方競馬関係の競走成績等の提供、英文要覧の作成配布により地方競馬の概要等についての情報の周知を図ったほか、国際交流競走における競走馬の輸入にかかる検疫業務を行った。

9. 監査の実施

畜産振興補助事業、競走馬生産振興補助事業、競馬活性化補助事業及び競馬公正化促進事業等助成事業の適正化と効率化を図るため、35団体143事業(中央団体:14団体30事業、地域団体:21団体113事業)の監査を実施し

た。

また、協会業務の適正かつ効率的な運営に資するため、監事監査と連携して内部監査を実施したほか、監査法人による会計監査を実施し、事業運営の一層の適正化に努めた。

さらに、畜産振興補助事業については外部監査法人による業務監査を実施した。

Ⅲ. 各種会議の実施状況

1. 運営委員会の開催

- ① 第1回運営委員会を平成25年6月27日に開催し、平成24年度事業報告及び決算（案）について審議した。
- ② 第2回運営委員会を平成26年2月27日に開催し、平成26年度事業計画及び予算（案）について審議した。

2. 評議員会の開催

- ① 第1回評議員会を平成25年6月21日に開催し、平成24年度事業報告及び決算（案）について審議した。
- ② 第2回評議員会を平成26年2月24日に開催し、平成26年度事業計画及び予算（案）について審議した。

3. 地方競馬活性化会議の開催

以下の事項について審議するため、計5回の地方競馬活性化会議を開催した。

- ① 平成24年度の事業報告及び決算
- ② 平成26年度の事業計画及び予算
- ③ 平成26年度I P A T発売希望日
- ④ J R A代替開催に伴う地方競馬I P A T発売
- ⑤ 地方競馬全体の開催日程の検討
- ⑥ 統合型競馬情報システムの各主催者負担額
- ⑦ 地方競馬映像配信システムの構築
- ⑧ 地方競馬活性化補助事業の資金確保
- ⑨ 共同T Z S構築に係る全体事業費の確定報告
- ⑩ 平成26年度競馬活性化補助事業
- ⑪ 処分基準の運用要領の改正
- ⑫ 各部会からの検討状況報告

4. 委員会の開催

- ① 馬主登録の適否について審議するため、馬主登録審査委員会を5回開催し

た。

- ② 調教師及び騎手の免許試験の可否を判定するため、調教師・騎手免許試験委員会を4回開催した。
- ③ 騎手候補生の入所試験の可否を判定するため、騎手候補生入所試験委員会を1回開催した。
- ④ 平成25年度畜産振興事業の事業実施主体候補者の選定を行うため、畜産振興事業審査委員会を2回開催した。
- ⑤ 補助事業の選定の基準及び交付の手続その他当該補助方法並びに平成25年度実施予定の補助事業の選定及び平成24年度に実施された補助事業の事後評価について審議を行うため、畜産振興補助事業評価委員会を2回開催した。

IV. 借入金、財政投融资資金及び国庫補助金等による資金の調達状況

該当なし

V. 子会社及び関連会社並びに関連公益法人等（平成26年3月31日現在）

1. 子会社及び関連会社並びに関連公益法人等の状況

- ① 協会の子会社：1社 【(株)日本レーシングサービス】(株式所有)
- ② 協会の関連会社：該当なし。
- ③ 協会の関連公益法人等：2財団法人【(一財)地方競馬共済会、(公財)畜産近代化リース協会】(出捐)

2. 子会社の名称、住所、資本金、事業内容、役員数、代表者の氏名、従業員数、協会の所有する議決権の総数に対する割合及び協会との関係

<株式会社 日本レーシングサービス>

- ① 住所 〒140-0002 東京都品川区東品川 2-2-20 天王洲郵船ビル 4F
- ② 資本金 1億1千万円(発行済株式総数2,200株)
- ③ 事業内容
 - ア 地方競馬の勝馬投票に関する情報の集計及び伝達業務
 - イ 地方競馬の開催関連業務、場外勝馬投票券発売所の設置・運営及び維持・管理並びに競馬の勝馬投票券発売システムその他競馬開催に係る機械設備の設置及び運用・保守管理業務
 - ウ 地方競馬場外発売に関する企画・コンサルティング及び運営、管理のためのサービス提供等の業務
 - エ 地方競馬及び畜産に関する調査研究、資料の収集並びに情報提供業務
 - オ 地方競馬及び畜産に関する図書、印刷物の出版、映像ソフトウェアの製作及び販売業務等

- ④ 役員数 6人(内常勤：2人)
- ⑤ 代表者の氏名 代表取締役社長 三田 基
- ⑥ 従業員数 31人
- ⑦ 協会の出資額及び所有する議決権の総数に対する割合 1億円、91%
- ⑧ 協会との関係

地方競馬の円滑な実施の推進を図るため、場間場外発売及び共同在宅投票の勝馬投票に関するデータの集計及び伝達を瞬時に誤りなく行うことは極めて重要なことである。よって、協会は、これらの事業を行う株式会社日本レーシングサービスに出資している。

3. 関連公益法人の名称、住所、基本財産、事業内容、役員数、代表者の氏名、職員数及び協会との関係

<一般財団法人 地方競馬共済会>

- ① 住 所 〒106-0041 東京都港区麻布台 2-2-1
- ② 基本財産 1億8千万円
- ③ 事業内容

ア 調教師、騎手及びきゅう務員並びにその遺族に対する必要な給付
イ 各種の共済制度に関する調査研究等

- ④ 役員数 9人(内常勤：1人)
- ⑤ 代表者の氏名 理事長 浮田 秀則
- ⑥ 職員数 2人
- ⑦ 協会の出捐額 900万円
- ⑧ 協会との関係

地方競馬の調教師、騎手及びきゅう務員等に対する福利厚生の実施を図ることは、競馬の公正確保のために極めて重要である。よって、協会は、これらの事業を行う一般財団法人地方競馬共済会に対し出捐するとともに、事業推進に要する経費の一部を助成している。

<公益財団法人 畜産近代化リース協会>

- ① 住 所 〒106-0032 東京都港区六本木 2-1-13
- ② 基本財産 2,500万円
- ③ 事業内容

ア 畜産振興上必要な機械、施設等の貸付
イ 乗馬施設の貸付、乗馬普及
ウ 地方競馬の用に供する機械等の貸付
エ 畜産及び馬事振興に関する調査研究又は普及、啓発等

- ④ 役員数 10人(内常勤：4人)
- ⑤ 代表者の氏名 理事長 六車 守

- ⑥ 職員数 10人
- ⑦ 協会の出捐額 2,000万円
- ⑧ 協会との関係

我が国の畜産及び地方競馬主催者の経営合理化に資するため、畜産及び競馬関連機器等のリース事業は、限られた財源の有効活用を図るために極めて重要である。よって、協会は、これらリース事業を行う公益財団法人畜産近代化リース協会に対し出捐するとともに助成を行っている。

VI. 協会が対処すべき課題

日本経済は長引く低迷状況からようやく立ち直りの気配が見えてきており、地方競馬においても、平成25年度は全主催者で前年度を上回る売上げを示すなどようやく中期的な展望を見渡せる状況となっている。

協会としては、お客様の信頼確保のための競馬の公正確保を進めつつ、平成25年度からの5か年延長された競馬活性化計画に基づく支援措置である競馬活性化事業を活用することにより

- ① 競馬の公正確保
- ② 魅力ある競馬を提供するための取組み
- ③ 中央競馬と地方競馬の連携協調の推進
- ④ お客様に対する情報提供の推進や利便性の向上

を通して、地方競馬主催者の経営の健全化に資する。